

●香川県選挙管理委員会告示第98号

平成22年10月24日執行の香川県議会議員補欠選挙（木田郡選挙区）において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第14章の3（政党その他の政治団体等の選挙における政治活動）の規定に基づき香川県選挙管理委員会に対してする届出、請求、申出その他の行為を取り扱う場所は、次のとおりとする。

平成22年10月15日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

高松市番町4丁目1番10号 香川県庁内 香川県選挙管理委員会事務局